

○基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）

新旧対照表案

（下線部分は改正部分）

変更案	現行
<p>第1 総則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。この場合において、<u>(4)</u>の中継局（コミュニティ放送を行うものを除く。）の周波数については、76.1MHz から 89.9MHz までの 0.1MHz 間隔の周波数の中から選定するものとする。</p> <p>(1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局</p> <p><u>(2) 中波放送の放送対象地域において外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（離島を放送区域とするものに限る。）（5(3)に掲げるものを除く。）</u></p> <p><u>(3) 国内放送を行う短波放送の放送対象地域において建築物や地形的原因で生じる遮へい又は電気雑音の影響等の要因による受信障害対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</u></p> <p><u>(4) 超短波放送を行う中継局（(2)及び(3)に掲げるものを除く。）</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>5 中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（以下「補完中継局」という。）のうち<u>第4の3</u>に定める周波数を使用するもの以外のもの（以下「その他の補完中継局」という。）の周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、その他の補完中継局の開設目的に応じ、周波数については次に掲げるものの中から選定する。また、空中線</p>	<p>第1 総則</p> <p>1～3 (同左)</p> <p>4 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。この場合において、<u>(3)</u>の中継局（コミュニティ放送を行うものを除く。）の周波数については、76.1MHz から 89.9MHz までの 0.1MHz 間隔の周波数の中から選定するものとする。</p> <p>(1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局 (新設)</p> <p><u>(2) 国内放送を行う短波放送の放送対象地域において建築物や地形的原因で生じる遮へい又は電気雑音の影響等の要因による受信障害対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</u></p> <p><u>(3) 超短波放送を行う中継局（(2)に掲げるものを除く。）</u></p> <p><u>(4) (同左)</u></p> <p>5 中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（以下「補完中継局」という。）のうち<u>第4の4</u>に定める周波数を使用するもの以外のもの（以下「その他の補完中継局」という。）の周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、その他の補完中継局の開設目的に応じ、周波数については次に掲げるものの中から選定する。また、空中線</p>

電力については原則として100W以下とし、(1)から(3)までの開設目的を達成する必要最小のものとする。

(1)～(3) (略)

6～12 (略)

第2・第3 (略)

第4 超短波放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

1 (略)

(削る)

2 基幹放送事業者の放送 (3による放送を除く。)

(略)

3 基幹放送事業者の放送 (補完中継局による放送に限る。)

(略)

第5 テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

1 日本放送協会の放送

(1) (略)

電力については原則として100W以下とし、(1)から(3)までの開設目的を達成する必要最小のものとする。

(1)～(3) (同左)

6～12 (同左)

第2・第3 (同左)

第4 超短波放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

1 (同左)

2 放送大学学園の放送

教育放送

<u>放送対象地域</u>	<u>親局</u>		
	<u>送信場所</u>	<u>周波数 (MHz)</u>	<u>空中線電力 (kW)</u>
<u>関東広域圏</u>	<u>東京</u>	<u>77.1</u>	<u>10</u>

3 基幹放送事業者の放送 (4による放送を除く。)

(同左)

4 基幹放送事業者の放送 (補完中継局による放送に限る。)

(同左)

第5 テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

1 日本放送協会の放送

(1) (同左)

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親 局			中 継 局		
	送信場所	周波数 (チャンネル 番号)	空中線 電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル 番号)	空中線 電力 (kW)
(略)						
福岡県	福 岡	28	3	北九州	40	1
				大牟田	17	0.01
				久留米	17	0.03
				宗 像	28	0.021
				<u>35</u>		
				糸 島	28	0.03
				行 橋	40	0.01
<u>太宰府</u>	<u>38</u>	<u>0.01</u>				
(略)						
沖縄県	那 覇	17	1	平 良	17	0.1
				石 垣	26	0.1
				石 垣	22	0.03
				(川平)		
				今帰仁	(削る)	0.03
	38					

(注) (略)

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親 局			中 継 局		
	送信場所	周波数 (チャンネル 番号)	空中線 電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル 番号)	空中線 電力 (kW)
(同左)						
福岡県	福 岡	28	3	北九州	40	1
				大牟田	17	0.01
				久留米	17	0.03
				宗 像	28	0.021
					(新設)	
				糸 島	28	0.03
				行 橋	40	0.01
(新設)	(新設)	(新設)				
(同左)						
沖縄県	那 覇	17	1	平 良	17	0.1
				石 垣	26	0.1
				石 垣	22	0.03
				(川平)		
				今帰仁	<u>17</u>	0.03
	38					

(注) (同左)

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全 国	親 局		
	東 京	26	10
	中 継 局		
	(略)		
	(福 岡)		
	福 岡	22	3
	北九州	42	1
	大牟田	13	0.01
	久留米	13	0.03
	宗 像	22	0.021
	糸 島	22	0.03
	行 橋	42	0.01
	<u>太宰府</u>	<u>49</u>	<u>0.01</u>
(略)			
(沖 縄)			
那 覇	13	1	
今帰仁	(削る)	0.03	
	40		
平 良	13	0.1	
石 垣	24	0.1	
石垣 (川平)	18	0.03	

(削る)

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全 国	親 局		
	東 京	26	10
	中 継 局		
	(同左)		
	(福 岡)		
	福 岡	22	3
	北九州	42	1
	大牟田	13	0.01
	久留米	13	0.03
	宗 像	22	0.021
	糸 島	22	0.03
	行 橋	42	0.01
	(新設)	(新設)	(新設)
(同左)			
(沖 縄)			
那 覇	13	1	
今帰仁	<u>13</u>	0.03	
	40		
平 良	13	0.1	
石 垣	24	0.1	
石垣 (川平)	18	0.03	

(注) 周波数 (チャンネル番号) の欄中、上下2段に周波数 (チャンネル番号) の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数 (チャンネル番号) を、下段は変更する周波数 (チャンネル番号) を表

(削る)

2 基幹放送事業者の放送

- (1) (略)
- (2) 総合放送 (県域放送)

す。

2 放送大学学園の放送

教育放送

<u>放送対 象地域</u>	<u>親 局</u>			<u>中 継 局</u>		
	<u>送信場所</u>	<u>周波数 (チャ ンネル 番号)</u>	<u>空中線 電力 (kW)</u>	<u>送信場所</u>	<u>周波数 (チャ ンネル 番号)</u>	<u>空中線 電力 (kW)</u>
<u>関東広 域圏</u>	<u>東 京</u>	<u>28</u>	<u>5</u>	<u>前 橋</u>	<u>28</u>	<u>0.1</u>

3 基幹放送事業者の放送

- (1) (同左)
- (2) 総合放送 (県域放送)

放送対象地域	親 局			中 継 局		
	送信場所	周 波 数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)	送信場所	周 波 数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)
(略)						
福岡県	福 岡	26 30 31 32 34	3	北九州	27 29 30 31 32	1
				大牟田	21 26 29 30 31	0.01
				久留米	21 26 29 30 31	0.03
				宗 像	18 20 23 24 26	0.021
				糸 島	26 30 31 32 34	0.03
				行 橋	27 29 30 31 32	0.01
				<u>太宰府</u>	<u>18 20 23</u> <u>35 36</u>	<u>0.01</u>
(略)						
沖縄県	那 覇	14 15 16	1	平 良	14 15 16	0.1
				石 垣	33 35 36	0.1
				石 垣 (川平)	19 20 21	0.03
				今帰仁	<u>32 34 42</u>	0.03

放送対象地域	親 局			中 継 局		
	送信場所	周 波 数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)	送信場所	周 波 数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)
(同左)						
福岡県	福 岡	26 30 31 32 34	3	北九州	27 29 30 31 32	1
				大牟田	21 26 29 30 31	0.01
				久留米	21 26 29 30 31	0.03
				宗 像	18 20 23 24 26	0.021
				糸 島	26 30 31 32 34	0.03
				行 橋	27 29 30 31 32	0.01
(同左)						
沖縄県	那 覇	14 15 16	1	平 良	14 15 16	0.1
				石 垣	33 35 36	0.1
				石 垣 (川平)	19 20 21	0.03
				今帰仁	<u>14 15 16</u> <u>34 32 42</u>	0.03

(注1)～(注5) (略)

(削る)

第6・第7 (略)

(注1)～(注5) (同左)

(注6) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。

第6・第7 (同左)

(施行期日)

この告示は、平成30年11月1日から施行する。ただし、第1の4、第5の1及び3の(2)の改正規定は公布の日から施行する。